

●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第1項に基づく協議

協議内容	項番	団体名	協議日	概要	協議結果	
						理由
新たな「財政的支援」	1	クリアウォーターOSAKA(株)	R8.5.19	本市が本件団体に実施料を支払うことを内容とする協定書の締結及び同協定書に基づく実施料の交付(要綱第2条第4項第2号エに該当) 1 協定件名 ベトナム国フエ市下水管渠管理能力向上支援事業に関する協定書 2 期間 令和8年5月末日(予定)から令和9年3月31日まで 3 実施予定金額 1,640,000 円(税込み) (内訳)旅費:708,000円、業務実施費:932,000円 4 技術支援を行うに至った経緯 本市は、「大阪市下水道事業経営戦略(令和3年度から16年度)」において海外展開の取組を位置付けており、海外の水環境問題の解決への貢献(SDGsへの寄与)、官民連携による大阪・関西経済の活性化、技術支援を通じた職員の育成を基本方針としている。 今般、ベトナム国フエ市の水環境改善に向け、JICA(国際協力機構)依頼の調査・意見交換を踏まえ、同市が検討する下水道管路台帳システムの構築及び維持管理に関する技術支援を行う。 5 当該業務を本件団体に依頼する理由 海外都市における下水道事業の技術支援では、施設整備にとどまらず、維持管理までを含めたパッケージでの支援が求められており、維持管理の知見が必要であるところ、本市の下水道施設の維持管理は平成29年度から本件団体へ包括委託しており、同分野の実務的知見・ノウハウは本件団体に蓄積されているため、本件支援を行うにあたり、本件団体の協力は実務上不可欠である。 なお、協力要請は包括委託特記仕様書第30条に基づき協力を要請し、本市と本件団体が締結する基本協定に基づき実施し、業務内容及び費用負担等については、個別協定で定める。また、費用は包括委託の積算に含めていないため、本協定に基づく実施料として積算する。 6 関与の強化の妥当性について 本件団体の協力は技術支援の実施に不可欠であり、海外展開を位置付けている本市経営戦略の基本方針にも合致する。なお、費用は国土交通省単価等の客観的根拠及び本市旅費条例に基づき積算するものであり、本件団体に対する特別な支援に該当する要素はなく、事業目的の達成に必要な範囲に限定される。 7 本件団体に対する財政的関与の状況 (1) 本件協議に係る金額 業務実施費1,640,000円(税込み) (内訳)旅費:708,000円、業務実施費:932,000円 (2) 外郭団体の総収入に占める本市財政支援の割合(2024年度決算値・税抜き) 従前:97.4%(市包括:19,949,939千円／売上高:20,483,515千円) 協定後:97.5%([市包括:19,949,939千円＋実施分:1,491千円]／売上高:20,483,515千円) 結果:従前97.4% → 協定後97.5% 増減:0.1%増	同意	本件協議に係る技術支援業務の協力要請は、本市下水道事業経営戦略に位置付ける海外展開の取組の一環として、ベトナム国フエ市の水環境改善に資する下水道管路台帳システムの構築及び維持管理に関する技術支援を実施するために行うものである。 当該支援には下水道施設の維持管理に関する知見が必要であるところ、本市は平成29年度から当該維持管理を本件団体に包括委託しており、実務的知見・ノウハウを有する本件団体の協力が不可欠であることから、基本協定に基づき協力体制を明確化した上で、個別協定により業務内容及び費用等を定めて実施することは適当である。 また、実施予定金額は旅費等及び業務実施に要する経費として整理され、事業内容及び支援日数等に即した内訳及び算出根拠に基づく妥当な額であることを所管所属において確認しており、特別な支援要素や不当な利益に供与する要素は認められない。 以上の理由から、本件団体への新たな関与は、条例第3条第1項の規定の趣旨に反するものとは認められないため、同意した。